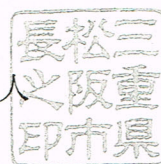


様式第2号（第3条関係）

平成28年4月26日

議員 海住恒幸 様
（市議会議長経由）

松阪市長 竹上真人
（担当部局 経営企画部）



文書質問に対する回答書

平成28年第1号の文書質問について、松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 質問件名 松阪市政推進会議の「非公開」について
- 2 回答内容 別紙のとおり

【質問 1】

平成 28 年 2 月 2 日の第 1 回会議において、司会者（市職員）は冒頭の説明で「基本的に非公開で開催させていただきます」と述べているが、「基本的に非公開」とは「原則非公開」と同じとの理解でよいか。

【回答 1】

事務局といたしましては、本来であれば「松阪市情報公開条例」に規定する情報提供施策の推進及び「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針」を各委員に十分説明し、「原則公開」としたうえで、非公開とするか否かについて、会議の冒頭で会議の長が各委員にお諮りしなければならないことは認識しておりましたが、松阪市政推進会議は、市政を進めていくうえで様々な知恵をいただく会議で、会議の性格上、各委員より自由闊達な意見や提案等をいただくことになり、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、市民に誤解や憶測を招き、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると予測されたため、司会者において「基本的に非公開」という言葉を用いてお諮りしました。この件については、議員もご承知のとおり、先日の本会議において不手際であったことを答弁させていただいたところです。

したがって、**「原則公開」**であることを十分認識するなかで、上記の理由により**「基本的に非公開」**と表現させていただいたものであり、そのことが**「原則非公開」**に通じるものではないと考えております。

【質問 2】

平成 28 年 3 月 29 日の第 2 回会議において、冒頭の事務局の説明に基づいて、会長が会議の公開・非公開の決定を委員に諮っているが、非公開理由に「該当するおそれ」が存在しないので、会議に諮らず、会議の公開をもつてのぞむよう、事務局として**「説明」**すべきではなかったのか。

【回答 2】

第 1 回会議において、非公開情報に該当する発言がありました。このことから、第 2 回会議においても非公開情報に該当するおそれのある発言があると予測されたため、会議の冒頭で公開・非公開をお諮りしました。

松阪市政推進会議において、各委員より自由闊達な意見を求めるなかで、個人情報や法人情報を含む発言や、具体的な提案等が誤解を招く懸念があり、「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針」にのっとり、会長が各委員に対し公開・非公開の判断を仰いだところです。

【質問 3】

会長が事務局の作成した会議進行表を読み会議を進行したが、公開・非公開を委員に諮らずとも会議を公開することが可能であったのに、事務局は、なぜ公開・非公開を委員に諮る会議進行表を作成したのか。

【回答 3】

審議会等会議は、「原則公開」ということは認識しております。

第 1 回会議において、非公開情報に該当する発言があったことから、第 2 回会議においても、各委員より自由闊達な意見を求めるなかで、非公開情報に該当するおそれのある発言があると予測されたため、会議を非公開とする可能性があると判断し、「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針」に規定する「4 非公開の決定」の(1)に基づき、会議冒頭に公開・非公開をお諮りする旨の会議進行表を作成したところ です。

【質問 4】

文書公開された平成 28 年 2 月 2 日の会議の要旨には、会議は「一部非公開」とされているが、「一部公開（冒頭部分のみ公開、会議は非公開）」等の誤りではないか。

【回答 4】

審議会等会議は「原則公開」であるとの認識のもと、事項書 1 の「市長あいさつ」から事項書 5 の「会長・副会長の選出」までを公開し、以後の議事については非公開とさせていただきました。審議会等の会議結果報告における「公開及び非公開」欄については、公開・非公開の議題が混在する場合は、「一部非公開」と記載しております。

なお、会議の内容については、「原則公開」の認識のもと、要旨を公開し、できるかぎり公開に努めております。